

Information System Department

# 情報通

2025.February 2月号

発行：東京税理士会 情報システム部

## 確定申告書等作成コーナーについて ～令和6年分の変更点まとめ～

情報システム部 委員 小原 正寛

### 1. はじめに

令和6年分の国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー (https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl)」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書や決算書などを作成し、e-Taxによる送信ができます。



昨年2月号の情報通では、確定申告書等作成コーナーの令和5年分「マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大」等の変更点のまとめについて特集しました。マイナポータル連携は所得税確定申告の手続においてマイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能で入力の手間もミスもなくなり令和6年分も引き続き利用できます。令和7年1月6日に公開された令和6年分では新たなサービスが開始されましたのでご紹介いたします。

### 2. 所得税のすべての画面がスマホ向けの画面に

確定申告書等作成コーナーでは、スマホ専用画面を提供しており対象画面は順次拡大してきました。令和7年1月からは、所得税に関するすべての画面がスマホでも操作しやすいデザインになりました。

また、パソコン画面についてもデザインの統一が行われ、従来の申告書形式の入力方式から変更されています。この改良により、利用者はスマホやパソコンのいずれでも同じように操作できるようになりました。



### 3. スマホ用電子証明書への対応

令和7年1月からは、スマホ用電子証明書が利用可能になりマイナンバーカードをスマホで読み取る必要がなくなりました。これにより、スマホの生体認証機能を利用して申告書の作成やe-Tax送信が可能です。

ただし、この機能は現在Android™のみ対応しており、iPhoneでは利用できません。生体認証機能に対応しているスマホを利用することで利便性がさらに向上します。

### 4. 贈与税申告のスマホ・タブレット対応

令和6年分の贈与税申告では、スマホやタブレット対応が可能となりました。その機能は次の通りです。

#### ① 申告書作成

スマホ用の「贈与税申告書作成コーナー」を利用可能となります。必要情報を入力するだけで、自動的に申告書が作成されます。スマホ画面に最適化され、操作しやすい設計となっています。

#### ② e-Taxによる提出

スマホ・タブレットを使って作成した申告書を、そのままe-Taxで送信できます。

マイナンバーカードを使った電子署名も可能 (ICカードリーダーを接続するか、マイナポータルアプリを利用) です。

#### ③ 添付書類のアップロード

必要な添付書類 (例：戸籍謄本等) をスマホでPDF形式として撮影し、そのままアップロードが可能です。

スマホでのPDF形式での撮影方法を含めた添付書類の提出方法は、令和6年分確定申告書等作成コーナー>とくある質問>添付書類のイメージデータによる提出をご参照ください。(https://www.keisan.nta.go.jp/r6yokuaru\_sp/zoyozei/zoyozeisonota/scid2079.html)



さらに、令和7年1月から、e-Taxマイページの「各税目に関する情報」欄で、過去に提出された贈与税申告書 (e-Tax提出分) の表示が可能となりました。

### 5. 紙提出の收受印が廃止

税務行政のデジタルトランスフォーメーション (DX) の進展に伴い、令和7年1月から税務署では申告書等の控えに收受日付印を押印しなくなりました。e-Taxによる申告・申請手続きがますます重要となります。ただし、申告書等情報取得サービス (https://www.e-tax.nta.go.jp/shutoku-service/index.htm) を利用すれば、所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について書面で提出した場合でも、パソコンやスマホからPDFファイルを無料で取得可能です。



### 6. 定額減税の入力方法に注意

令和6年分所得税では、定額による所得税の特別控除 (定額減税) が実施されています。e-Taxでの入力は「配偶者 (特別) 控除」又は「扶養控除」の入力画面で入力した親族に関する情報を基に自動計算されます。国税庁確定申告書等作成コーナー③控除等入力 控除の入力 (2/2) でそれぞれの入力を行います。16歳未満の扶養親族も定額減税の対象に含まれるため、扶養控除金額は0円でも定額減税には反映されます。扶養控除と定額減税の計算基準は異なるため、入力時には注意が必要です。

#### 国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和6年分 所得税 e-Tax

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

1 申告準備 2 取入等入力 3 控除等入力 4 その他入力 5 送信 6 データ保存等

#### 控除の入力 (2/2)

令和6年分特別税額控除 (定額減税) の金額は、「配偶者 (特別) 控除」又は「扶養控除」の入力画面で入力した親族に関する情報を基に自動計算されます。

定額減税の計算のため、以下の親族に関する情報も「配偶者 (特別) 控除」又は「扶養控除」の入力画面で入力してください。

- 配偶者 (特別) 控除の対象とならない同一生計配偶者
- 扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族

> 定額減税についてはこちら

#### 親族に関する控除の入力

##### 生計を一にする配偶者がいる方

申告者本人と生計を一にする配偶者がいる方

配偶者 (特別) 控除

##### 扶養親族がいる方

申告者本人に扶養親族がいる方

※：平成21年1月2日以後に生まれた扶養親族 (16歳未満の方) に関する入力も行ってください。

※：配偶者に関する入力は「配偶者 (特別) 控除」から入力してください。

扶養控除

### 7. おわりに

今回紹介した機能や改良点により、e-Taxによる確定申告の利便性がさらに向上しています。特にスマホ対応やデジタル化の推進により、多くの利用者が恩恵を受けられるようになりました。会員の皆様におかれましても、これらの変更点を踏まえクライアントへの案内やサポートに役立てていただければ幸いです。

